

令和 7 年度成果連動型民間委託契約方式(P F S)案件形成支援
公募要領

1 目的

内閣府では、官民連携により社会課題の効果的な解決を目的とし、「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」(令和 5 年 3 月 2 日成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定)に基づき、成果連動型民間委託契約方式(以下、「P F S」という。)の普及を促進しています。P F Sの普及を先導するため、新規性、モデル性がある事業を検討する地方公共団体(以下、「モデル団体」という。)に対して、P F S事業の案件形成支援を行います。

内閣府では、地方公共団体等がP F S事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、成果連動型民間委託契約方式(P F S : Pay For Success) 共通のガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)を作成・公表し、令和 6 年 2 月に改訂しました。本支援事業ではガイドラインに基づく支援を行うことを基本とします。

2 応募要件

以下の全てを満たす地方公共団体を本事業の支援対象とします。

- ・ P F S 事業を通じて解決しようとする社会課題を特定していること
- ・ P F S 事業の実施に向けた案件形成のため、庁内関係各課との連携体制を構築していること
- ・ 本支援に重複して、P F S 事業の案件形成支援等を他の民間事業者へ委託していないこと
- ・ 検討している P F S 事業が、単に行政機関の収支改善を目指すものではなく、地域・住民に社会的な効果・便益をもたらすと期待できること

なお、2 団体以上の地方公共団体による共同実施等による事業も支援の対象とします。

3 実施内容等

(1) 支援内容

モデル団体が主体的に案件形成に必要な検討を行うことを前提に、内閣府が委託したコンサルタント事業者(以下、「支援事業者」という。)が、モデ

ル団体による P F S 導入に向けた検討が円滑に進むよう、口頭による情報や知見の提供、P F S 導入の検討のための資料の作成等の支援を実施します。具体的にはガイドラインに示す以下の項目が対象となります。

ステップ1 社会課題解決のための PFS 導入の検討

- ・社会課題の明確化
- ・P F S 導入の検討
- ・価値の考え方（W T P :Willingness to Pay の活用）
- ・社会課題の解決に向けた道筋（セオリー）の検討

ステップ2 案件形成

- ・成果指標の選定
- ・成果指標の上限値及び下限値の設定
- ・契約期間（評価時期を含む）の設定
- ・パイロット期間の検討
- ・支払上限額の決定
- ・支払条件の設定
- ・成果評価の方法
- ・実施体制に関する検討

ステップ3 民間事業者の選定・契約

- ・民間事業者の選定方法
- ・成果水準書（仕様書）（案）等の作成
- ・選定基準等
- ・P F S 契約の締結

なお、支援事業者による支援期間は令和7年7月上旬から令和9年2月末までを予定しています。

（2）経費負担

モデル団体においては、本事業を通じた支援を支援事業者が実施する際に発生する経費（人件費、交通費、書類作成代、印刷費等）の負担はありませんが、モデル団体が主体となって実施する P F S による事業の契約書等の作成やリーガルチェック、モデル団体職員による視察経費等、P F S 導入に係る経費等については、モデル団体の負担となります。

4 支援開始までの流れ（予定）

令和 7 年 4 月 24 日（木）	公募開始
令和 7 年 6 月 9 日（月）	応募書類の提出期限
令和 7 年 6 月下旬	選定結果通知
令和 7 年 7 月上旬	支援開始

5 支援の成果の公表

支援の経過及び成果については、他の地方公共団体等における検討の参考とするため、支援事業者が作成した報告書として公表する予定です。

6 申請前の事前相談

公募期間中、申請書の提出に先立ち、P F S 事業計画書の作成に係る事前相談を受け付けます。希望する団体は、以下の問合せフォームに、「P F S 案件形成支援の事前相談の申込み」と明記のうえ申し込んでください。

問合せフォーム <https://form.cao.go.jp/keizai2/opinion-0008.html>

7 応募書類の作成及び提出等

支援を希望する地方公共団体等は、以下の（１）を作成し、提出期限までに電子メールにて御提出ください。

（１）応募書類（別添）

（２）提出期限

令和 7 年 6 月 9 日（月）17 時（必着）

（３）提出先

問合せフォーム <https://form.cao.go.jp/keizai2/opinion-0008.html>

に連絡いただいた後、提出先のメール宛先をお伝えします。

（４）応募書類の提出に当たっての注意事項

ア 応募書類は、別添様式にて 5 ページ程度で作成してください。

イ 応募書類の虚偽の記載、不備等がある場合は審査対象外となる場合があります。

ウ 応募書類の作成及び提出にかかる費用は、応募団体の負担とします。

エ 提出書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査以外には無断で使用いたしません。

8 審査

（１）審査の手順

提出された応募様式について、成果連動型事業推進室において（２）の審

査の観点に基づき審査を行った上で、本事業の対象となるモデル団体を内閣府政策統括官（共生・共助担当）が2件選定します。

なお、審査の過程においては、必要に応じて応募書類の内容についてのヒアリングや追加資料の提出をお願いする場合があります。

また、2の応募要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外します。

（2）審査の観点

以下の観点を総合的に勘案して審査します。

審査の観点	審査項目の例
① P F S活用の有効性	・ P F Sの特徴等を踏まえた応募内容になっているか ・ 費用対効果の向上、民間ノウハウの効果的活用、事業者へのインセンティブ創出等、P F S活用による有効性があるかどうか 等
② 事業内容の妥当性	・ P F S事業が地域・住民にアウトカム・社会的便益をもたらすか ・ 設定した社会課題やアウトカム等について、共通的ガイドラインを踏まえたものとなっているか 等
③ 新規性等	・ 事業分野、事業対象、実施体制等により新規性がある事業か 等
④ 実現可能性	・ P F S事業の実施について、幹部を含む主要な関係者が理解、認識しているか ・ 議会で取り上げられる等、事業実施に向けた議論が進展しているか 等
⑤ 横展開の可能性	・ 対象とする社会課題やアウトカムが、他の地方公共団体にも当てはまる等、横展開の可能性が高いか 等
⑥ 先導性	・ 成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプランが示す先導案件 Type-A 又は Type-B に該当するか

（3）審査結果の通知

審査の結果、モデル団体となった地方公共団体等には、選定通知書を発出します（※通知は応募様式に記載されたメールアドレスに送付します。）。

（4）留意事項

ア モデル団体名及び検討している事業名称については、P F S ポータルサイト等に公表します。

イ 審査内容については、非公開とします。また、モデル団体の決定に係る

審査等の経過、審査結果等に関するお問合せにはお答えできません。